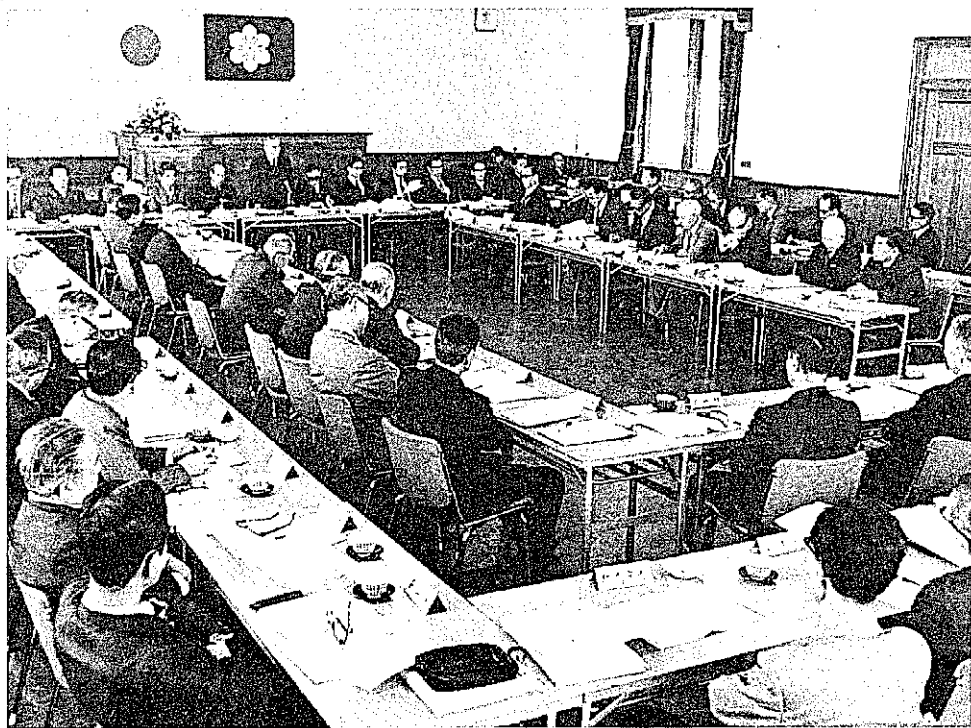


第六章 市町村行政



市町村長會議

# 第六章 市町村行政

## 一 概 説

### (一) 地方制度改革と合併

町村合併の沿革 わが国における町村合併は、明治二十二年の市制・町村制の制定時に行われたいわゆる明治の大合併と、昭和二十八年十月一日に施行された町村合併促進法に基づく昭和の大合併が画期的なものであり、市町村数の推移をみても明らかである。

わが国における地方制度の改革を町村合併の観点から見ると、明治十一年郡区町村編成法が制定された当時の町村は、おおむね現在の大字程度の規模で、一町村あたりの平均人口は五五〇人程度であって、行政能力も極めて貧弱であった。

明治二十一年六月十三日、当時の内務大臣山県有朋は、「町村制ヲ施行スルニ付テハ、町村ハ各独立シテ従前ノ区域ヲ存スルヲ原則トナスト雖モ、其独立自治ノ目的ヲ達スルニハ、各町村ニ於テ相当ノ資力ヲ有スルコト又肝要ナリ。故ニ町村ノ区域狭小若クハ戸口僅少ニシテ、独立自治ニ耐ユルノ資力ナキモノハ、之ヲ合併シテ有力ノ町村タラシメサルヘカラス。依テ其施行ニ際シ、先ツ府県知事ニ於テ現今各町村ノ区域人口及其資力如何ヲ調査シ、左ノ条項ヲ標準トシテ相当ノ処分ヲ為ス可

シ。」と訓令を發し、一町村の戸数規模三〇〇ないし五〇〇戸を基準に全国的な町村合併を推進させた。

その結果、市制・町村制施行時には、四一市・一五、八二〇町村の計一五、八六一と合併前の約二二％に減少した。

本県においても、市制・町村制施行前の明治十七年六月二十一日付の町村戸長所轄区画及位置に関する布達の際における町村等の数は、三六町・五〇八村・一宿・一五里・七山・六津・九島・九浦・二田・二棚の計五九五であったが、市制・町村制施行時（明治二十二年四月一日）には、一市・五町・一三〇村の計一三六と、合併前の約二二％に減少している。

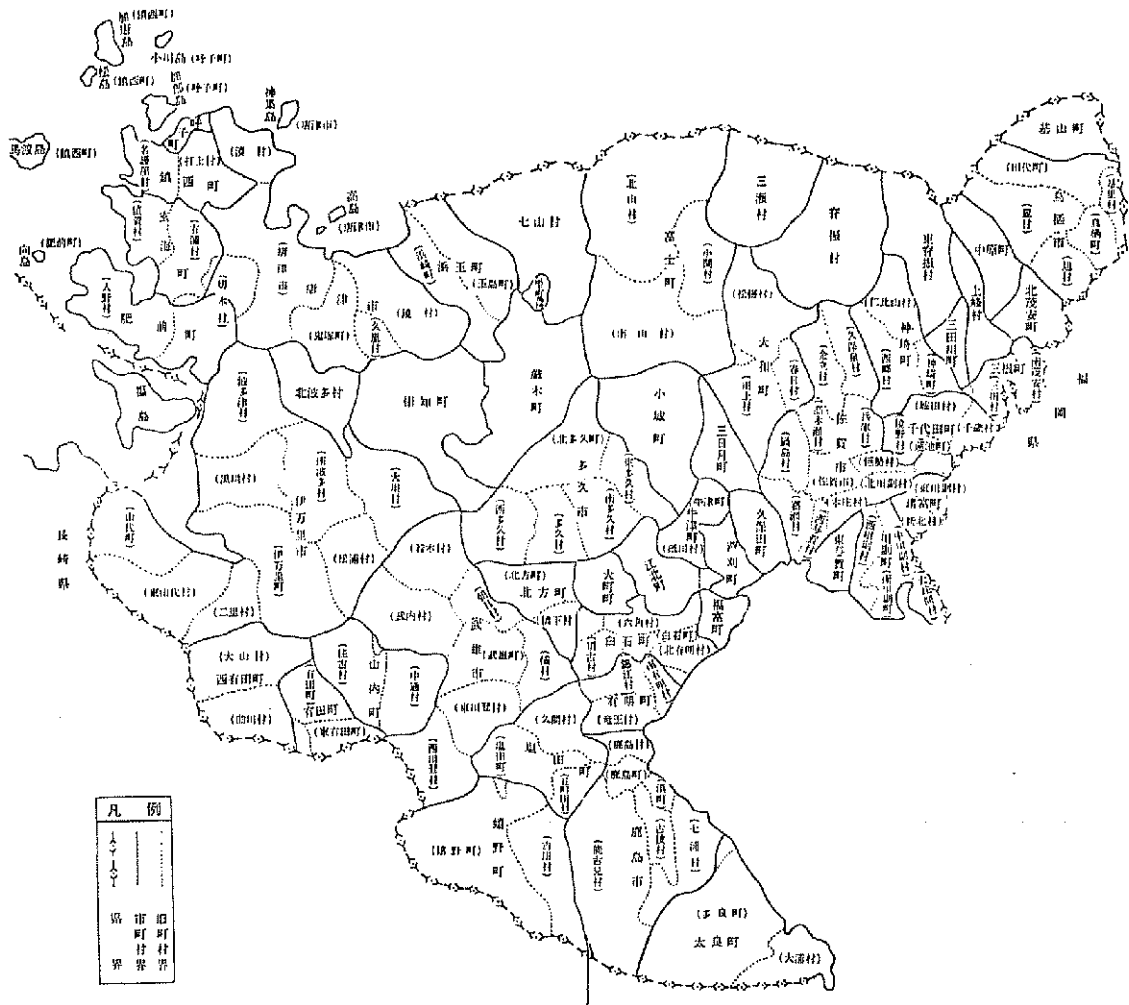
市制・町村制による大合併から昭和二十年太平洋戦争が終わる間までの、明治・大正・昭和を通じる約六〇年間についても、自主合併・統廃合、市制・町村の施行など若干の動きはあったが、大きな変動はみられず、結局一町・一村が誕生し、二町・一四村が消滅したに過ぎなかった。その結果、差し引き一町・一三村が減少し、終戦当時は、二市・二一町・九九村の計一二三市町村が本県内に設置されていた。

町村合併促進 昭和二十一年三月には、地方自治尊重の原則を掲げた憲法の制定 法改正草案要綱が發表されて、地方行政の民主化のための地方自治制度も検討され、府県制・市制・町村制等の全般にわたって、憲法改正草案の趣旨をくんだ大改正が行われた。そして、二十二年五月三

日、日本国憲法の施行と同時に地方自治法が施行され、新しい地方自治制度が誕生するとともに、地方制度の改革がやっぎばやに実施された。これらは、旧地方自治制度を一新するものではあったが、他面、いろいろな面で混乱を招くことが少なくなかった。とくに、新学制の実施や自治体警察の創設等は市町村財政を著しく圧迫した。さらに、二十四年のドッジ・ラインに基づく超均衡財政の実施により窮乏はその極に達した。このような背景のもとで来日したシャープ使節団は、地方自治のあり方について、地方財政の強化、行政事務の再配分など所要の勧告を行った。

政府は、このシャープ勧告に基づき、行政事務の再配分問題の調査研究に当たらせるため、二十四年十二月、地方行政調査委員会を設けた。同会議は、市町村優先の原則と能力の原則の調和をはかるみちは、市町村に処理させたい事務を能率的に処理できるよう、市町村の能力を強化すべきであるとの考えから、町村合併によって町村の規模の合理化をはかることを勧告した。このようにして町村合併促進の気運は年ごとに高まり、二十八年九月、町村合併促進法が制定されるに至る。

佐賀県合併市町村地図



第6章 市町村行政

市町村数の変遷

年 月 日	全 国	佐 賀 県
明 治 16 年	71,497	595
明 治 22 年 末	15,861	136
昭 和 28 年 10 月 1 日	9,892	122
昭 和 36 年 6 月 29 日	3,470	49

た。

こうした状況のなかで、本県では町村合併促進法制定前に町村合併の必要性を認識し、二十七年には町村合併指導を重要施策としてとりあげ、町村合併の手引書を作成し、市町村をはじめ各関係機関に配布するなど、町村合併の気運を醸成した。

二十八年十月一日、町村合併促進法が施行されると、本県も早速これに呼応し、まず知事の諮問機関として、県町村合併促進審議会を同年十月七日に設置し、同審議会委員二二人を選任した。同時に知事の要請に応じて、町村合併の促進について、啓発・宣伝・勧奨・あっせん等を行う、町村合併促進本部を総務部地方課内に設置する等、本格的な町村合併の促進体制が整えられた。そして、二十八年十一月二十一日に第一回町村合併促進審議会が開催され、ここに本県における昭和の大合併の第一歩を踏み出した。

町村合併の実施にあたって、二十八年度においては専ら県下全市町村を通ずる合併計画策定のための、資料の調査収集と併せて町村合併の趣旨の徹底による合併気運の醸成に努めた。合併計画の策定にあたっては、町村の意向はもとより地域住民の意志を十分尊重することを念頭に慎重な審議を重ねられ、二十九年二月、県町村合併促進

基本計画が策定された。

この計画によると、三十一年九月までに現町村数一二〇を、三分の一の四〇町村とすることとなっていた。

基本計画の推進にあたっては、町村合併促進本部はもとより、現地にあっては各地方事務所がそれぞれ中心となり、県の総力を結集してこれに対処した。

また二十九年八月には、地方課に副知事を委員長とする県町村合併促進委員会を設置し、町村合併計画および新町村建設計画の策定等について必要な調査研究を行い、県の各施設の配置と総合的な調整をはかって、合併の円滑な推進を促すこととした。

一方、市町村においても、合併等の気運が盛り上がり、二十九年一月から三月までの間におおむね郡を単位とした合併推進協議会が相次いで結成され、合併を円滑に推進するための協議が、各関係市町村の間で活発に行われた。

このように、県・市町村はもとより、各委員会・協議会等の関係者および住民が一体となって努力をした結果、町村合併促進法の有効期間（三か年間）に、五市・一二町・八村の計二五団体が新しく誕生し、一八町・七九村の計九七団体が消滅しており、結局、法律施行前の二市・二六町・九四村・計一二二団体が、七市・二〇町・二三村・計五〇団体と、約六〇％（七十二団体）が減少した。

本県における合併計画（八〇町村減）に対する実施（七十二町村減）の割合は、九〇％となっており、国の方針である八〇％に比較すると好成績を収めた。

新市町村建設 町村合併促進法に基づく全国における市町村合併の結  
促進法の制定 果は、法律施行前九、八六八存在していた市町村が、  
三、九七五に減少し、市町村の規模は拡大し、強化された。

しかしながら、全国的にみると、合併しないままの弱小町村が相当数  
取り残されていた。

国においては、これらの弱小町村の解消と、合併によって設置された  
新しい市町村の健全な発展をはかるため、町村合併促進法の失効に先立  
ち、三十一年六月三十日付で新市町村建設促進法を施行した。この法律  
も、町村合併促進法と同様、時限立法で、その有効期間は五年間となっ  
ており、三十六年六月二十九日に失効することとなっていた。

本県ではこの法律の趣旨に沿って、未合併町村の合併促進と新市町村  
の強化・育成をはかるため、調査審議機関として、三十一年十月一日に  
県新市町村建設促進審議会を設置した。

県はこの審議会の答申に基づき、三十二年に未合併一〇町村に対し、  
合併の促進について勧告を行ったが、結局、切木村が三十三年一月に廃  
村し、唐津市・肥前町・玄海町へ分離して編入されたのみで、他の一一  
町村の合併は進まなかった。

その後、未合併一一町村に対し、合併促進の勧告等を行ったが、こ  
れらの町村にはいずれも各種の複雑な要因がからみあっていて、結局そ  
の実現をみることができなかったため、本県における町村合併は終了し、  
県下の市町村数は現在の四九団体となった。

その後、地方自治法第八條第二項により、昭和二十三年に制定された  
町としての要件に関する条例により、町としての要件をそなえた村は、  
逐次町制を施行し、現在の七市三六町六村となった。

町村合併により、本県の一市町村当たりの平均の人口・面積はそれ  
ぞれ約二・五倍に規模が拡大され、その内容は充実されることとなっ  
た。

なお、町村合併関係の法律は、二十八年十月に制定された町村合併促  
進法（三十一年九月失効）が、新市町村建設促進法（三十一年六月施  
行・四十一年六月失効）に引き継がれ、さらに、四十年に制定された市  
町村の合併の特例に関する法律として、現在まで受け継がれている。

## (二) 市町村行政の広域化

新しい規模で発足した県下四九市町村は、行政水準の向上、行政サー  
ビスの充実に種々の施策を講じ、市町村行政は発展していった。

三十五年の池田内閣の所得倍増計画を契機として、わが国の経済は新  
たな高度成長の時代に入った。三十七年には「全国総合開発計画」が策  
定され、同計画では、国土全体の均衡ある発展という観点から拠点開発  
方式が採られていた。

このような情勢下において、住民の日常生活圏はますます拡大されて  
きた。

市町村は、その行政サービスをより充実するためには、道路整備・消  
防救急・教育文化・福祉・環境衛生・医療・情報処理等について、広域  
的な事務の処理方式を採用することが必要となり、事務の共同化が進め  
られることとなってきた。

その後、わが国の経済は、予想を上回る成長を続け、四十四年五月、  
新全国総合開発計画が策定されることとなり、この計画において広域生  
活圏を地域開発の圏域の基本とする構想が示された。さらに自治省にお

いても同計画の構想に基づき、「広域市町村圏振興整備措置要綱」が制定され、「広域市町村圏」の具体的な基本方針が打ち出された。

本県でも、四十四年から四十六年にかけて、五の広域市町村圏が設定され、県下四九市町村はいずれかの広域市町村圏の構成団体となった。これら広域市町村圏においては、それぞれ圏域の実態にに応じて、道路の整備、常備消防、事務の電子計算機による処理、環境衛生等の事業が処理されている。

## 二 町村合併

### (一) 町村合併促進法下の合併

法制定の背景 戦後、地方自治法が制定された直後から、国と地方公共団体との事務の配分、選挙関係法規の制定、行政事務の増加、条例制定権の拡大、直接請求制度の改正等、相次いで改正が行われた。

また、地方分権の徹底と民主主義の強化のために、労働組合法・農地調整法・生活保護法・保健所法・児童福祉法・民生委員法・社会福祉事業法・漁業法・農業委員会法・農地法・警察法・教育委員会法等が、相次いで制定施行された。

このように新しく制定された法律の大部分は、機関委任事務という形で地方公共団体の長に委任され、これが地方公共団体の行政事務の複雑化・膨大化をもたらし、ひいては財政需要の増大をきたす一因となった。

特に、義務教育における六・三制の採用と、自治体警察の設置は極度

に地方財政を圧迫することとなった。

さらに、急速に進行するインフレは、自治体を運営する経費や人件費の増大を招き、地方税法や地方財政法等の税財政関係法令の制定も、ただ需要の増加に追いつくかたちとなった。

このような地方財政の悪化と、その後の社会経済情勢の変化（交通機関の発達・電信電話の普及、そしてこれ等に伴う生活圈・経済圏の拡大）は、明治二十二年当時に設定された市町村規模では、もはや地方公共団体としての事務を合理的・能率的に行うことが困難となってきた。あった。

これらの諸情勢に対処し、市町村の受け入れ態勢を整備するためには、市町村の規模の適正化は不可避となり、町村合併促進へと発展していく誘因となった。

昭和二十四年十二月に設置された地方行政調査委員会議は、翌二十五年十二月に行政事務再配分に関する勧告（神戸勧告）をしたが、そのなかで行政事務再配分の原則として、

一 行政責任の明確化の原則

二 能率の原則

三 地方公共団体、特に市町村優先の原則

の三原則を打ち出した。

さらに、前記三原則のうち、能率の原則と市町村優先の原則に実効性をもたせるため、町村の規模について次のような勧告を行った。

現在の町村数は約一万二〇〇あり、平均人口は五、〇〇〇人程度であるため、事務能力も十分とはいえないものが多いので、規模の著しく小さな町村については、おおむね人口七、〇〇〇ないし八、〇〇〇人程度を標準とし、その規模の合理化

を図るべきである。また合理化の実施にあたっては、府県単位に委員会を設けて、地方の実情に則した具体化の方法を調査研究することが必要であり、特に次の点について十分検討すべきである。

- 一 人口と面積との関係について十分配慮すること。即ち人口密度の低い農村の場合にあつては、あまりに広大な行政区域を設定することは、かえつて住民の利便をそこなう恐れがあること
- 二 学校・土木・農業改良・社会福祉・公衆衛生・国民健康保険・消防等町村における重要な事務については、能率的処理が可能な規模を検討し、それをまかなえないものについては共同処理方式等について考慮すること
- 三 町村職員の最も能率的かつ経済的な定員配置ができる規模とすること
- 四 都市と農村では産業形態や機能が異なるので、農村を都市へ編入する場合は、利害得失を十分検討すること
- 五 一つの自治体を形成する場合、住民の共同意識を培養できるかどうかについて考慮すること

また、山間遊地や離島にある町村のように合理化の余地のないものについては、その町村でまかなえない事務については府県がこれに代つて処理する必要もあるだろう。

さらに、二十六年九月の行政事務再配分に関する第二次勧告でも、合併推進について再勧告している。

市町村の規模の合理化については、第一次勧告が速やかに実施され、本年八月一日までの間に二三〇の町村がその数を減じているが、市町村自治の基礎を強化するため、国および都道府県においてさらに積極的に推進する措置を講ずることが望ましい。

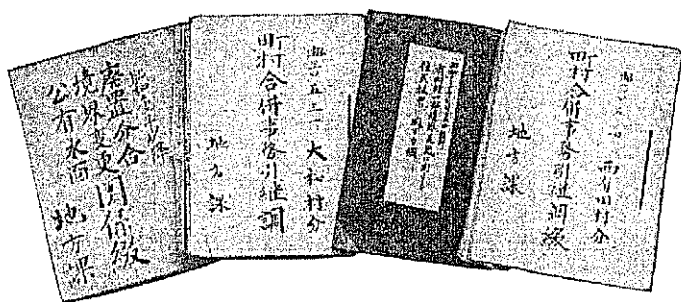
以上の勧告に基づき、二十七年に地方自治法の一部が改正され、法第二條第一四項に「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努

めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない」という規定が設けられた。

法の内容 このような経過をふまえて、二十八年九月一日に町村合併促進法が公布され、十月一日に施行されることとなり、引き続き同年十月五日に同法施行令が公布され、即日施行された。

この法律の主な内容は、

- 一 町村の人口は、八、〇〇〇人以上とし、地勢・人口密度・経済事情等に照らし、行政能率・住民福祉が向上するよう、できるだけ規模を増大させること
- 二 都道府県および市町村は、長の諮問機関として町村合併審議会を置くことができること
- 三 町村は合併をしようとするときは、協議により新町村建設基本方針・役場の統合整備に関する事項、学校をはじめ各種施設の統合整備に関する事項、自治体警察に関する事項、基本財産に関する事項および町村合併後五か年間の年度別財政計画等の新町村建設計画を定め、知事の意見を聴かなければならないこと
- 四 町村合併に関し、次の様な法律の特例事項を設けたこと
  - 1 議員の任期・定数に関する特例
  - 2 市町村の境界変更に関する特例
  - 3 都道府県議会議員の選挙区に関する特例
  - 4 警察法の特例
  - 5 地方税法の特例
  - 6 地方財政平衡交付金法の特例



町村合併関係書類(地方課蔵)

- 7 国有財産特別措置法の特例
- 8 国有林野整備臨時措置法の特例
- 9 国民健康保険法の特例
- 10 水産業協同組合法の特例
- 11 農地法の特例
- 12 財政援助に関する特例

以上のほか、町村合併および新市町村建設計画の実施にあたって、関係町村の協力・事務処理・財産等の管理引き継ぎ・職員の身分取り扱い・公共的団体等の統合整備等について対処するよう定められている。

二十八年九月十一日、「町村合併に関する件」として、次のような閣議決定がなされた。

町村合併促進法の成立に対し、小規模町村合併による町村規模の適正化は、地方自治の基盤を強化し、地方行政を簡素合理化する基本たるにかんがみ、同法の施行については、左記要領により、強力に町村合併を推進するものとする。

記

一 政府は、今後三ヶ年(同法が効力を有する期間)に別に定める町村合併計画に基づいて、概ね町村数を三分の一に

減少することを旨として町村合併を促進するものとする。

二 右の基本計画を審議し、町村合併を推進するため、関係各省庁の職員、地方公共団体の代表者および学識経験者をもって構成する町村合併推進本部を設けるものとする。

備考 推進本部は非公式の機関とし、総理府に置くものとする。

この閣議決定の方針に沿い、町村合併推進本部において二十八年十月二十四日に町村合併促進基本計画が策定され、同月三十日に閣議決定がなされているが、その内容は次のとおりであった。

町村合併促進基本計画

町村合併促進法の施行に伴う九月十一日の町村合併に関する件閣議決定の方針に則り、昭和三十一年九月末日迄(町村合併促進法の有効期間中)に小規模町村(人口八千未満)を合併し、町村数を約三分の一に減少する事を旨として、左の要領に依り町村合併を促進するものとする。

記

- 一 人口八千未満の町村八、二四五(昭和二十八年九月一日現在)の九五%、七、八三二を次の様に合併して解消するものとする。
  - 1 七、八三二町村中一、五〇〇町村は市または人口八千以上の町村に合併して解消すること
  - 2 七、八三二町村中残りの六、三三三町村は平均四カ町村毎に合併して一、五八三町村とすること
  - 3 これに依り差引き四、七四九町村が減少すること
- 二 昭和三十年四月に大多数の町村では議員および長の選挙が行われるので、それ迄に目標の八〇%を達成する事を旨として左表により合併を行うものとする



ること。

年度別 区分	合併 進捗率	町村数 減少	一府県 減少町村	減少町村数の内訳			
				市、大町村の 合併町村数	一府県 町村相互の 合併町村数	平均 合併町村数	平均 合併町村数
昭和三六年度	一五%	七七	三	三三	三二	三二	約二六
三九年度	四三%	四〇	六	三三	三二	三二	約二六
三九年度	一〇%	六三	一四	二五	二三	二三	約二二
三九年度	一〇%	六三	一四	二五	二三	二三	約二二
三九年度 (九月末日迄)	一〇%	六三	一四	二五	二三	二三	約二二
計	一〇〇%	六二	一七	一、〇〇	約三	四、七四	約一五

三 二の目標を達成するため

1 各都道府県においては、おおむね本年中に管下町村の実態調査を終了するものとする。

2 各都道府県においては、十一月一日迄に町村合併促進審議会を設置し、昭和二十九年三月末日迄に各都道府県別町村合併計画を作成するものとする。

四 政府・都道府県・市町村および関係機関等は、昭和二十八年度中は町村合併に関する啓発宣伝その他合併の準備に力を注ぎ、昭和二十九年年度中に本格的な合併を実施するものとする。

以上のように、三か年という短い期間に現町村数を三分の一に減少させ、しかもその八〇％は二十九年年度までに達成しなければならないなど、国・県・市町村および地域住民の協力による大事業に当たることとなった。

町村合併促進審議会 県は、町村合併促進法の施行をみると、同法に基  
会と合併の推進 つぎ、二十八年十月七日県町村合併促進審議会設  
置条例を制定し、委員二二人を任命した。

二十八年十一月二十一日、第一回の審議会が県正庁で開かれ、会長に

は川上村長の大山利八、副会長には県副知事の横尾将夫が選任された。

第二回以後の各回の主な審議事項と諮問案等は次のとおりである。

第二回（二十八年十二月十二日）

- 一 県町村合併計画策定基準（案）について
- 二 県町村合併促進基本計画（案）について
- 三 その他

これらは、町村合併促進法第四条第三項の規定に基づき諮問されたものである。

佐賀県町村合併計画策定基準（案）

町村合併を計画的に行い、もって町村の規模能力を充実し、その運営を合理的能率的ならしめて、地方自治の基盤を強化し、今後の自治の確立を期するとともに、住民の福祉を増進するため、左の基準に基づき、本県における町村合併計画を策定する。

一 町村の適正規模

町村合併促進法によれば、町村の人口は概ね八千人以上とされているが、行政効率をなすべく向上發揮する見地から、具体的実情に応じてできるだけ規模を大きくするように適切な計画を作成するものとする。

二 弱少町村の解消

町村の人口が前項の基準を上廻っている場合においても、他の弱少町村を解消するとともに、その行財政力の一層の充実発展を図るために、適当と認められる以上はその合併を促進すること。なお、町村の合併は、単に個々の町村の個別的な利害にとらわれないこと、全市町村について総合的な立場から考慮し、全般的に均衡のとれた町村の規模の適正化を図るべきであって、いやしくも一、二の弱少町村が取り残されている等、町村行政の将来に禍根

を残すことがないよう留意すること

三 町村を分割する合併

町村を分割して市町村合併を行うことは、次に掲げる特殊事情がある場合は、これを考慮するものとする

- 1 従来から町村の一部を他の市町村に編入することについて、特に強い要望があり、これを編入しないため、将来において町村行政運営上禍根となる場合
- 2 町村合併を行うにあたり、著しく不利となる町村の一部が他の市町村に編入することにより、その住民にとり著しく有利となり、且つ関係市町村の行政運営の充実発展を図ることができる場合

四 市と町村の合併

今回の町村合併の促進は、全ての町村にわたって町村間の合併により、その規模能力の増強を図ることを目的とするものであるが、弱小町村を解消するため、市に編入することが適当と認められる場合は、町村と市との合併を考慮すること

五 郡・県の境界にわたる市町村合併

町村の合併は、専ら住民の福祉を基礎として具体的実情に応じて行うべきもので、郡の境界に拘泥しないように配慮すること

なお、県の境界の錯綜・地勢・経済事情等からして、県の境界にわたって町村の合併または境界変更を行うことが適当と認められる場合も考えられるが、この場合に生ずることが予想される種々の問題を慎重に考慮の上、大局的見地から検討すること

六 町村合併計画策定にあたり考慮すべき事項

- 1 地勢・交通・産業等の一体制
- 2 人情・風俗・習慣等の類似
- 3 総合開発計画・都市計画

- 4 中学校・病院・港湾・警察・国民健康保険・水道・火葬場・伝染病隔離病舎等の一部事務組合
- 5 協議会の設置・機関の共同設置
- 6 児童生徒の義務教育・その他の事務の委託
- 7 水道・バス事業・病院・墓地・火葬場等営造物の区域外設置またはその利用関係
- 8 町村の行政に重大な影響を及ぼす発電所・炭坑・工場等
- 9 飛地またはこれに準ずる地域

佐賀県町村合併促進基本計画（案）

町村合併促進法の施行に伴い、佐賀県における町村合併基本計画を次のとおり定める。

一 方針

県は概ね国の方針を踏襲して、町村合併を行うが、佐賀県における現在の町村規模は全国町村規模平均よりやや上廻る現状からみて、町村合併の規模基準を少なくとも山間部人口八千〜一万、山麓部一万〜一万五千、平坦部一万三千〜二万程度とし、町村合併を促進する

二 計画

町村合併は町村合併促進法の有効期限である昭和三十一年九月までに、小規模町村を合併し、現在町村数をおおむね三分の一に減少せしめる目途で、左記により促進する

町村数 二二〇

- 内
- 八千人以上の町村 二八
  - 八千人以下の町村 九二

- 八千人以下の町村内訳
- 三千人以上五千人未満 三五町村

五千人以上七千人未満 四一町村  
七千人以上 九町村

1 人口八千以下の町村九二を次のとおり解消する

(イ) 九二町村の中、二八町村を市または人口八千以上の町村に合併

(ロ) 残り六四町村を相互合併(平均三町村)し、二〇町村とする

これにより差引四四町村減少する

2 (イ)および(ロ)により減少町村数は七二町村となり、合併完了後は五〇となる

3 昭和三十年四月に大多数の町村において、議会議員および長の選挙が行われるので、それまでにおおむね目標の九〇%を達成することを旨に左の通り合併を行う

年度区分	合併進捗率	減少町村数	減少町村数の内訳	
			市及び大町村の合併	相互合併
昭和二十八年年度	二六	一九	六	一三
昭和二十九年度	六一	四四	一三	三一
昭和三十年度	一三	九	九	一
昭和三十一年度(九月まで)				
計	一〇〇	七二	二八	四四

4 県は以上の目標達成のため、町村合併促進審議会(十月中旬までに発足)をして、早急に関係町村の実態調査を行い、昭和二十九年三月までに町村合併計画を作成完了する

5 県および市町村は、関係各種団体と協力し、昭和二十八年年度中に町村合併に関する啓発宣伝、その他の準備を行い、二十九年年度中に本格的に合併を実施する

第三回(二十八年十二月二十一日)

前回の会議での諮問案について審議し同意した。

第四回(二十九年一月二十五日)

一 県町村合併計画の策定について

二 その他

前回との間に、二十九年一月二十三日付で臨時委員三人が任命されている。

なお、この間にも町村合併の気運が向上してきたため、「昭和二十八年年度における町村合併の促進について」を審議会にはかり、早急に実現をはかる市町村として、

- 一 佐賀市 北川副村 東川副村 新北村 本庄村 西与賀村 嘉瀬村 巨勢村 鍋島村 兵庫村 高木瀬村
- 二 鳥栖市 基山町 田代町 基里村 麓村 旭村
- 三 東多久村 南多久村 多久村 西多久村 北多久村
- 四 南山村 北山村 小関村
- 五 武内村 住吉村 中通村
- 六 須古村 六角村 白石町
- 七 鹿島町 能古見町 古枝村 浜町 鹿島村

の七か所を選び、その促進に努めることとなった。

第五回(二十九年二月二十四日)

一 県町村合併計画の策定について

二 その他

この回からは、二十九年二月二十三日付で知事から諮問された「町村合併計画の策定について」の審議が始まった。

この諮問に示された県の「県市町村合併計画案」は次のとおりである。

合併市町村	合併関係市町村
佐賀市周辺地区	佐賀市 兵庫村 高木瀬村 鍋島村 嘉瀬村 西与賀村
佐賀郡南部地区	巨勢村 北川副村 東川副村 新北村
佐賀郡北部地区	西川副村 中川副村 南川副村 大詫間村
神埼郡中部地区	松梅村 春日村 金立村 久保泉村
神埼郡南部地区	神埼町 西郷村 仁比山村 東脊振村 三田川村
神埼郡北部地区	蓮池町 境野村 城田村 千歳村
三養基郡東部地区	脊振村 三瀬村
三養基郡西部地区	鳥栖町 田代町 基山町 基里村 旭村 麓村
小城郡中部地区	北茂安村 三川村 上蔭村 中原村
小城郡南部地区	小城市 三日月村 川上村
多 久 地 区	牛津町 芦刈村 砥川村 久保田村
小城郡北部地区	北多久町 東多久村 南多久村 多久村 西多久村
唐津市周辺地区	南山村 北山村 小関村
東松浦郡東部地区	唐津市 鬼塚村 北波多村 久里村 鏡村
東松浦郡西部地区	呼子町 名護屋村 打上村 湊村
伊万里周辺地区	値賀村 有浦村 切木村 入野村
西松浦郡南部地区	伊万里町 山代町 東山代村 二里村 松浦村 大川村
武雄周辺地区	黒川村 南波多村 波多津村
杵島郡西部地区	有田町 東有田町 曲川村 大山村
北方、橋下地区	武雄町 朝日村 橘村 若木村 西川登村
大町、江北地区	武内村 住吉村 中蓮村
杵島郡東部地区	北方町 橋下村
	大町町 江北町
	白石町 六角村 須古村 福富村

杵島郡東部地区 北有明村 南有明村 錦江村 竜王村  
 鹿 島 地 区 鹿島町 浜町 鹿島村 古枝村 能古見村

藤津郡東部地区 多良町 七浦村 大浦村

藤津郡北部地区 塩田町 久間村 五町田村

藤津郡西部地区 嬉野町 吉田村

第六回（二十九年三月一日）

県町村合併計画の策定について

第七回（二十九年三月七日）

町村合併計画について

第八回（二十九年三月十三日）

出席者七人で流会

第九回（二十九年三月十七日）

杵島郡武内村に関する合併について

この間、二十九年三月八日には、総務部地方課内に副知事を委員長とし、各部長・教育長・関係課長を構成員とする県町村合併促進委員会が設置された。

この委員会は、町村合併計画および新町村建設計画の策定について、必要な調査研究を行い、県の各施策との総合的な調整のもとに合併の円滑な促進をはかることとした。

第十回（二十九年六月二十三日）

一 町村合併の現状報告について

二 町村合併計画の策定について

また、町村合併計画の県全体計画策定審議促進のため、各地区別に小



四新市誕生 昭和29年4月1日  
(昭和29年4月 佐賀新聞)

第十二回（二十九年八月三十一日）  
町村合併計画の策定について

第十二回会議以降は、県町村合併計画の策定と各地区における具体的な合併に関する事（紛争）についての審議が中心となっている。

第十二回会議のあと、二十九年九月二日、佐賀市に編入することが進められていた金立村・久保泉村において、一部住民に反対があったため、審議会として実態調査を行っている。また、二十九年八月二十五日の審議会に対し、金立村の代表から「町村合併問題に関する陳情書」が提出されている。

第十三回（二十九年九月十四日）

一 佐賀市周辺の合併について

二 唐津市周辺の合併について

第十四回（二十九年九月十六日）

佐賀市周辺町村合併について

第十三・十四回の両会議を通じて両市周辺の合併について審議会は次のような意見を出した。

- 一 佐賀郡北川副村・本庄村・鍋島村については、速やかに合併するよう勧告することを要当とし、金立村・久保泉村については意見の対立を生じていることにかんがみ、村内の意見の調整をすみやかにし、その後なるべく速やかに合併するよう勧告することを要当と認める

委員会が設けられ、審議することとなった。なお地区別小委員会は次のとおりであった。

佐賀市郡小城地区小委員会

三養基神埼地区小委員会

唐津東松浦地区小委員会

西松浦杵島藤津地区小委員会

第十一回（二十九年八月十三日）

- 一 各地区小委員会の情況報告について
- 二 町村合併計画の策定について

二 東松浦郡鏡村・久里村・鬼塚村および湊村を廃止し、その区域を唐津市に編入することを妥当と認める。

第十五回（二十九年十二月十六日）

一 最近における町村合併の進捗よく状況について

二 町村合併計画の策定並びに町村合併促進の具体的方策について  
この間（第十四回から第十六回）に、北山・南山・小関村合併に関する研究会（二十九年十月四日）、蓮池町特別調査小委員会（三十年一月二十一日）が開かれている。

第十七回（三十年一月二十四日）

蓮池町にかかる町村合併について

第十八回（三十年二月十五日）

第十九回（三十年三月十一日）

第二十回（三十年三月十六日）

いずれも町村合併計画の策定と、町村合併促進の具体的方策について審議した。

また、これらの会議の前後を通じて、次のような勧告を行った。

二十九年十月二十日 市町の境界変更に関する勧告について（武雄

市・山内村の境界変更に関して）

三十年三月五日 市町村規模の適正化に関する勧告書（蓮池町並び

に、神埼郡城田村・境野村・千歳村の合併に関して）

こうした経過をへて、審議会は、三十年十月一日知事に対し、「県町村合併計画について答申」を提出した。

昭和三十年十月一日

佐賀県町村合併促進審議会長 田口 芳一

佐賀県町村合併計画について答申

昭和二十九年二月二十三日付地第二三二号をもって諮問のあった町村規模の適正化を図るための合併計画については、本審議会において慎重に調査審議の結果、次のように策定した。

一 佐賀県町村合併計画案策定の基本方針

本案は国の「町村合併基本方針」および県の「町村合併計画策定基準」に則り、本県における全体的町村合併計画を策定したものであるが、特に考慮を要する事項は、おおむね次のとおりである

1 本案の策定にあたっては、県下全町村の行財政の実態のみならず、地勢その他自然的条件ならびに最近における関係町村住民の動向および現実の諸問題を勘案して、実現可能な計画を策定するよう配慮した

# 分村やむなし

## 蓮池合併に県が最終決定

原町町合併審議会は二十四日午前十時から小委員会午後一時から審議会をひき、このほかからも、蓮池町合併の規模を縮減、分割することを望まないの答申を決定した。

蓮池町合併に際しては、

曲川村は有田

町合併を陳情

蓮池町合併に際しては、原町町合併審議会は二十四日午前十時から小委員会午後一時から審議会をひき、このほかからも、蓮池町合併の規模を縮減、分割することを望まないの答申を決定した。

紛糾する蓮池町の分町問題

2 合併後の町村の規模については前記「基本方針」および「策定基準」によって、すくなくとも町村合併促進法に規定する標準規模を超えることを目的とし、自然的・経済的・社会的諸条件が、合併町村としての一体的運営を期待し得る場合は、比較的大規模の合併を計画した

3 現在既に相当の規模を



第6章 市町村行政

小城郡	三 養 基 郡				神 埼 郡				佐
〇〇 三小 日月 村町	〇 基旭越 山 里 村 村	〇〇〇 上北中 峰茂原 村 村 村	三 南 川茂 村安 村	〇〇 脊三 振瀬 村 村	蓮境千城 池野歳田 (二部) 村 村 村	〇〇 東三仁西 脊田比郷 振川山 村 村 村 町	〇 西南大 川川副 副副 村 村 村	新 北 村	
一八、 四四八 八、七二 三	一六、 五六七 六、〇三 六、七五 〇 五、二七 九 五、一四 九 八、九五 二	七、〇二 六 八、七七 七 四、七二 一	五、一六 六 五、八三 八	三、二二 三 六 四、〇六 七	五、四三 〇 五、五三 五 二、五三 三 九、四 〇	五、一八 一 六、一八 四 五、一八 一	七、七〇 二 五、二二 〇 五、五〇 六 六、一八 四 五、一八 一	五、二〇 七 四、六九 〇 二、八三 六 八、七〇 二 六、〇〇 八	
二〇・二 四	九・六八 一九・九 三 七・七二 二 二一・九 一 二二・九 四 二二・三 四	一九・〇 二 一六・五 四 二二・四 一	九・二五 六・七 四	四〇・三 六 六〇・五 五	九・六一 八・四 三 四・九五 一 一・四 六	三二・九 四	七・五五 一六・〇 六 一五・九 一 一一・四 二 三二・九 四	六・三一 一八・〇 六 一七・九 七 一〇・八 九	
二七、一 七一	四八、七 三三	二〇、五 二四	一一、〇 〇四	七、三〇 三	一四、四 三八	二九、七 九三	二二、二 三六	—	
六五・六 八	九四・五 二	四七・九 七	一五・九 九	一〇〇・九 一	二四・四 五	八三・八 八	五三・二 三		
	二九・四 ・一 鳥栖、田代、基里、瀧、旭の五町村を もって鳥栖市設置 (人口 三九、七八一人) (面積 七二・一八平方千米)		三〇・四 ・一 三根村設置		三〇・四 ・一 千代田村設置 (蓮池町については大字古賀字用作 小戸、柴尾および小森田の区域)	三〇・三 ・三一 神埼、西郷、仁比山三町村をもって神 埼町設置 (人口 一八、四二八人) (面積 三九・五二平方千米)	三〇・四 ・一 中川副、大詫間、南川副三町村をもつ て川副町設置 (人口 一六、二二八人) (面積 四二・三四平方千米)	諸富町設置	



東 松 浦 郡					唐	佐賀郡	小 城 郡		
〇〇〇 打呼名 上子護 村町屋 村	〇〇〇〇 値有入切 賀浦野木 村村村 村	〇〇〇 七玉浜 山島崎 村村町 村	相 知 町	嚴 木 町	〇 北 姿 鬼 久 鏡 波 塚 里 多 村 村 村 市	〇〇〇 小 北 南 関 山 山 村 村 村	〇〇〇 砥 声 牛 川 刈 津 村村村	北 西 多 南 東 多 多 多 多 多 久 久 久 久 久 町 村 村 村 村	
四、一三四 九、八六七 七、二一一	五、〇二四 三、五〇二 一五、二六〇 五、三五二	五、〇九一 五、八六七 六、七二三	一五、九一三	一八、六四八	一〇、〇四一 六、四五五 五、九二五 一、五八三 五、八二〇	二、三七八 四、五三三 四、二二二	三、九二三 八、七九〇 五、七八四	一三、三三二 二、八八一 四、四七一 一、四六〇	
一九・八七 七・六一 一九・二七	一五・一二 一五・九四 二八・八二 三三・七五	六二・〇一 三〇・五六 二二・一三	六四・二七	五九・八五	二六・二九 一三・七六 二五・七一 四・七四 三〇・二五 四七・三五	二四・六二 六五・五六 五四・七二	八・三八 一六・八一 六・二四	二八・〇九 一九・五三 一六・八五 一七・四九 一五・七九	
二一、二二二	二九、一三八	一七、六七一	一五、九一三	一八、六四八	八二、三三七	一一、一二三	一八、四九七	三七、七八七	
四六・七五	九三・六三	一一五・七〇	六四・二七	五九・八五	一四八・一〇	一四四・九〇	三一・四三	九七・二五	
			單 獨	單 獨	二九・一一・一 鏡、久里、鬼塚、姿の四村編入 右編入後の唐津市 (人口 七二、二九六 面積 一、二二一・八一平方 人 村)			二九・五・一 多久市設置	

第6章 市町村行政

村		島 郡							西 松 浦 郡																						
○ 北有明村	○ 白石町	○ 六角村	○ 須古村	○ 橋下町	○ 北下方町	江 北町	大 町	中 通村	住 吉村	西 川登村	東 川登村	武 内村	若 木村	橋 目村	朝 日村	武 雄町	大 山村	曲 川村	東 有田町	有 田町	山 代村	東 山代村	二 里村	松 浦村	大 川村	南 波多津村	波 多津村	黒 川村	伊 万里町		
四、七〇四	四、六九九	四、三六三	三、八二一	一六、一二六	三、一一二	一四、八三〇	二、二七六	六、二四一	四、九一四	三、七六四	三、九八八	四、八八〇	三、七三二	五、一〇四	五、一八四	一四、九〇九	五、三九七	四、九五二	五、九〇九	八、一六二	一六、六六四	八、七四四	七、三六六	四、九五八	八、三四六	四、六二一	四、八一三	四、六九一	二、一一六	四、七三五	
一〇・九四	六・六七	七・九〇	九・八四	一八・九〇	一一・八〇	二二・八六	一一・三九	二〇・二一	二〇・五九	一八・四四	一七・五四	二五・二六	二二・六〇	一一・七四	一一・七四	一九・七七	二二・〇一	一九・一六	一五・五二	八・〇一	二〇・五四	二九・〇五	一六・一八	二一・三〇	二九・八四	二九・二四	三三・四七	二五・六七	四七・三五		
	二五、七七五			一九、二四八		一四、八三〇	二、二七六	一一、一五五	(四一、二六四)	(四一、四五二)		四一、五六一				一〇、三四八		一四、〇七一			八二、三二九										
	五二・四四			三〇・七〇		二二・八六	一一・三九	(四一・〇〇)	四〇・八〇	(二二八・六一)		二二八・八一				四二・一二		二二・五三			二五二・六四										
			三〇・七・二〇			単 独	単 独	(三〇・三・一)	二九・四・一	山内村設置 (三〇・三・一)	武雄市設置 (三〇・三・一)	山内村と一部境界を 変更)	二九・四・一	武雄市設置		三〇・四・一	西有田村設置	二九・四・一	有田町設置			二九・四・一	伊万里市設置								

計	藤 津 郡			杵 島 郡						
	吉 嬬 田 野 村 町	○ 久 塩 間 田 村	○ 五 久 町 間 田 村 村	七 大 浦 浦 村 村	多 良 浦 良 村 町	七 鹿 浦 島 村 村	鹿 能 島 古 見 村	南 竜 有 王 明 村	錦 江 江 村	○ 福 富 村
(二二市町村) 九四五、〇八二	一三、八七〇 五、六五七	六、五六六	五、五八八 五、六五七	六、〇一八 九七〇	八、九三八 六、〇一八	六、八七八 四、九一〇	一〇、九八九 七、一三〇	五、六四〇	四、七七二 四、三八六	八、一八八
二、四五四・〇三	五一・九八 二七・六五	一四・三九	一七・〇七 一四・〇八	一七・九〇 三・七〇	五六・〇六 一七・九〇	三一・一六 三四・二四	七・四三 五六・七〇	一五・一八	九・七〇 一・四九	一七・〇九
(三四市町村) 九四五、〇八二	一九、五二七	一七、八一	一七、八一	一五、九二六	三九、〇一三	三九、〇一三	一四、七九八	一四、七九八	一四、七九八	一四、七九八
二、四五四・〇三	七九・六三	四五・五四	四五・五四	七七・六六	一一〇・七七	一一〇・七七	三六・三七	三六・三七	三六・三七	三六・三七
	三〇・四・一 嬬野町設置			①三〇・二・一一 多良、大浦両町村をもって太良町設置 ③三〇・三・一 七浦村(大字伊福)を太良町に編入	①二九・四・一 鹿島町、能古見、古枝、浜、鹿島村の 五町村をもって鹿島市設置 ③三〇・三・一 七浦村(大字伊福を除く)を鹿島市編 入	①三〇・四・一 錦江、竜王両村をもって有明村設置 ③三〇・九・三〇 有明、南有明両村をもって有明村設置				

〔備考〕 ○印は、合併関係町村として計画されているものうち昭和三十年十月一日現在の未合併町村を示す。

このような合併計画の策定とともに関係者の協力によって、町村合併促進法の期限切れである三十一年九月三十日現在までに、七市・二〇町

・二三村・計五〇市町村となり、当初の県の基本計画に対する合併進捗率は九〇・六％となっている。

しかし、これらの合併・編入等は、必ずしも全部が順調に進ちよくし

たわけではなく、むしろ各市町村は多くの問題を抱え、これらの解決に多大の努力をはらった。

それは、長年住みなれてきた自分たちの町や村がなくなるという感傷と、現在ほど道路や交通機関が整備されていなかった当時としては、行政区域が拡大されることは、学校や役場までの距離が遠くなるという現

実的な問題、さらには町村間の住民感情や財政力の問題等が最も大きな障害となっていた。

なお、上降村・中原村・北茂安村の三村、東脊振村・三田川村の二村、脊振村・三瀬村の二村、鎮西町・呼子町の二町、浜崎玉島町・七山村の二町村の町村合併、および切木村の他団体への編入は、町村合併基本計画からとり残され、引き続き検討されることとなった。

(二) 新市町村建設促進法下の

合併と建設促進

法制定の背景 町村合併促進法が実施され、わが国の地方制度上、画期的な町村の再編成の事業が全国津々浦々にわたって展開されてから三年を経過し、同法はその使命を終えた。

この間、当初計画の九割近くの町村合併が完了した。すなわち、町村合併促進法が施行された二十八年十月一日、当時約九、六〇〇の町村のうち、この三年間で六、一五四が減少し、またこの三年間で合併に係した市町村は八、六九七を数えた。

合併前における平均人口五、三九六・平均面積三・四・八九畝の町村規模は、合併完了後においては、平均人口一万五、八七一人。平均面積一〇四・〇八畝と、それぞれ三倍近くに拡大され、町村の行財政能力

町村合併前の市町村管内図



は一新された。

このように、町村合併の促進の事業は、額面では輝かしい成果を収めながら、その使命を終えたが、それは直ちに町村合併の目的が達成されたとはいい難かった。

いうまでもなく、町村合併の趣旨あるいは目的は、町村の規模を拡大・適正化して、その行財政能力等地域社会の基礎を強化し、時勢の進展に応じて基礎的公共団体としての機能を十分に發揮することにあった。このことからすれば、町村の規模の拡大適正化については、ほぼ目的を達成したといえるが、基礎的公共団体としての機能を十分に發揮するには、今後の新市町村の建設いかにかかっているのであって、新市町村はもとより、都道府県、政府各省をあげて取り組む必要があった。

このような見地から提案された新市町村建設促進法の制定理由は次のとおりであった。

町村合併促進法がこの九月末に三年間の有効期間を終えようとするのに代えまして、この際、新市町村建設の基本となるべき事項を明らかにするとともに、これに対する国又は都道府県の協力援助の措置を明らかにすることによりまして新市町村の建設を促進し、その健全な発展の基礎を固め……なお、新市町村の建設と関連いたしましたして、町村合併に伴う争論を合理的に解決する……制度を設けるとともに、町村合併促進法の有効期間中に合併が行われない小規模町村に対する合併の推進についても、あわせて必要な措置を規定し、町村合併の完遂とこれをめぐる争論の合理的解決を期せうとする（太田國務大臣提案理由説明）

国会での審議をふりかえると、審議の過程で議論が集中された問題

は、およそ次の附帯決議につくされているようである。

新市町村建設促進法案に対する附帯決議（三十一年四月二十三日）

- 一 新市町村育成のため十分なる予算措置を講ずること
- 二 合併については、関係市町村の意思を尊重し、苟も中央の一方的計画に基づき、これを強行するようなことを避けること
- 三 財政再建整備団体になった新市町村については、合併市町村の特殊事情に鑑み、財政再建の実施に当っては、本法の趣旨ができるだけ達成されるよう努めること
- 四 新市町村建設計画の実施上必要と認められる国有財産、特に国有林野の払下げは積極的に行うものとし、その払下条件は、市町村の実情に即するよう定めること

このような審議を経て、三十一年六月三十日新市町村建設促進法が施行された。

未合併町村の合併促進 新市町村建設促進法第二十条により都道府県は、都道府県知事の諮問に応じて、新市町村建設計画の調整、その他その実施の促進および未合併町村の町村合併の推進に関し必要な調査および審議を行わせるため、条例で新市町村建設促進審議会を設置することとされた。この法律に基づいて、県は、三十一年十月一日、県新市町村建設促進審議会を設置した。

また、政府は、「今後における町村合併推進措置について」（三十一年十月十八日自乙振発第四十九号各都道府県知事あて自治庁次官通達）において、「三十一年度下半期における町村合併推進措置要領」を示した。すなわち、三十一年十二月末日までを第一期として、合理的な町村合併計画を策定し、大半の未合併町村について知事勧告を行い、それ

第6章 市町村行政

降三十二年三月三十一日までを第二期として、未合併町村のすべてについて、三十一年度中に未合併町村の合併完遂を期するものとされた。

当時、県の町村合併は、その目標をほぼ達成していたが、まだ一二の未合併町村があった。審議会は、三十一年十一月十六日、第一回を開いて、当面する未合併町村の合併計画の策定および合併の推進にあたった。

三十一年十一月十九日、未合併町村の合併計画策定についての知事の諮問を受けた審議会は、直ちに地区委員（東部地区、西部地区それぞれ一〇人）を任命し、未合併町村の実態調査を開始した。実態調査は、地区委員・地方課職員・町村代表者が出席して、それぞれ町村別に町村長から経過・現況報告を求め、その後、町村長・助役・議長等から合併に対する意見の聴取を行うという方法で実施された。

これらの実態調査をもとに、合併計画策定の審議が進められ、十二月には自治庁との内協議を終えた。翌三十二年一月八日第五回審議会で、上峰村・中原村・北茂安村、三田川村・東脊振村、呼子町・鎮西町の三ブロックの合併計画を決定し、同日知事に答申した。その後、三月十六日、脊振村・三瀬村、七山村・浜崎玉島町の二ブロックについて、三月二十七日には、切木村（切木小学校区「東山部落を除く」）・入野村、切木村（大良小学校区および東山部落）・唐津市の二ブロックについて、それぞれ合併計画を策定し、知事に答申した。

県は、審議会の答申を受け、内閣総理大臣と協議し、まず三十二年二月五日に第一回の町村合併に関する勧告を行った。これは、上峰村・中原村・北茂安村の三村、三田川村・東脊振村の二村について、地勢・交通・経済事情その他に照らし、町村合併を行うことが基礎的な地方公共

団体としての機能の充分な発揮と住民の福祉の増進のため、必要であるとするものであった。続いて三月三十日には、残りの未合併町村について同様の勧告を行った。

しかし、このような勧告にもかかわらず、町村合併は各種の要因が複雑に交錯し、思うにまかせなかった。このなかで切木村の一部が三十二年十二月三十一日玄海町に編入し、翌一月一日切木村は二分してそれぞれ唐津市と入野村（同日肥前町に変更）に編入して、廃村するに至った。ここに、現在の四九市町村が誕生したのである。

こうした町村合併の状況のもとで、政府は、未合併町村の町村合併について三十四年九月で終止符を打つ方針であったため県もこの方針に沿って、合併の最終的な処理について諮問した。

未合併町村に対する合併の勧告

郡別	合併ブロック		答申	協議	勧告
	上峰村	北茂安村			
三養基郡	上峰村	北茂安村	31. 11. 19	32. 1. 25	32. 2. 5
神埼郡	三田川町	東脊振村	31. 11. 19	32. 1. 25	32. 2. 5
東松浦郡	呼子町	鎮西町	31. 11. 19	32. 1. 25	32. 2. 5
神埼郡	脊振村	三瀬村	32. 3. 16	32. 3. 16	32. 3. 30
東松浦郡	七山村	浜崎玉島町	32. 3. 16	32. 3. 16	32. 3. 30
	切木村（二部）	入野村	32. 3. 27	32. 3. 28	32. 3. 30
唐津市	切木村（一部）		32. 3. 27	32. 3. 28	32. 3. 30

審議会は、三十四年三月二十五日、町村合併の最終処理計画を答申した。この処理計画に基づいて、関係町村に合併を働きかけ、関係町村においても合併の動きが見られたが、実現にはいたらなかった。

合併後の紛争 町村合併は、関係者の非常な熱意と努力によって、順調な進展をみることができた。しかしながら、短期間に町村合併という大事業を成し遂げたため、合併後も一部の新生市町村等において分村問題が発生し、中には長期間にわたって紛争を惹き起すなど、波紋を投じたところもあった。

本県でも、紛争は、例外ではなく、有明村大字辺田字久治、基山町大字長野字会田、富士村大字八反原・同内野・同下熊の川、塩田町大字大草野・同谷所の四地区に、分村についての紛争が発生した。このため、三十二年二月八日、県は新市町村建設促進審議会委員から成る町村合併調整委員に対して、この四件を調整に付し、さらに、同月三十日には切木村の紛争地区に

### 國勢調査で再び対立

#### 基山町 会田部落12戸の所屬

町内可成り高層住宅が立ち並ぶ。二丁目界隈に於いて、基山町、塩田町、富士村、有明村の四町界隈に、分村問題が再び燃え上がった。この問題は、昭和三十一年の町村合併の際に、関係者の熱意と努力によって、順調な進展をみることができた。しかしながら、短期間に町村合併という大事業を成し遂げたため、合併後も一部の新生市町村等において分村問題が発生し、中には長期間にわたって紛争を惹き起すなど、波紋を投じたところもあった。

本県でも、紛争は、例外ではなく、有明村大字辺田字久治、基山町大字長野字会田、富士村大字八反原・同内野・同下熊の川、塩田町大字大草野・同谷所の四地区に、分村についての紛争が発生した。このため、三十二年二月八日、県は新市町村建設促進審議会委員から成る町村合併調整委員に対して、この四件を調整に付し、さらに、同月三十日には切木村の紛争地区に

昭和三十三年三月二十五日 佐賀新聞

分町問題から國勢調査を拒否する  
基山町会田部落  
(昭和30年10月 佐賀新聞)

県町村合併最終処理計画

昭和34年3月31日確定

区 分	計 画				参 考		
	合 併 計 画	人 口 (人)	面 積 (km <sup>2</sup> )	住 民 の 動 向		知 事 の 合 併 勧 告	
				賛 成	反 対		
A に顕著なものの 町村合併の必要性が特	(1) 区域が不整となっているもの	な		し			
	(2) 当該未合併町村が、合併の意思を定めないため、合併の実現が阻害されているもの	上 峰 村	5,115	12.58	60%	40%	昭和32. 2. 5
		北 茂 安 村	8,785	16.66	70	30	〃
		中 原 村	7,016	18.96	70	30	〃
	三 田 川 村	8,815	11.40	60	40	〃	
	東 脊 振 村	5,325	32.90	80	20	〃	
(3) 当該未合併町村の規模が著しく適正を欠く等のもの	な		し				
B 町村合併の方向を示し 合併の実現を期待するもの	三 瀬 村	3,116	40.74	40%	60%	昭和32. 3. 30	
		脊 振 村	3,964	60.94	50	50	〃
	七 山 村	5,213	63.17	30	70	〃	
		浜 崎 玉 島 町	12,842	52.07	30	70	〃
呼 子 町	10,333	7.34	50	50	〃		
	鎮 西 町	11,982	39.15	50	50	〃	
C 合併不可能町村又は適 正規模町村に準ずる取 扱いをするもの	な		し				

についても同じ措置をとった。

その結果、調整委員および関係者の日夜をわかたぬ努力と、当事者・住民の理解協力によって、そのほとんどが解決をみた。

**塩田町** しかし、塩田町大字大草野、同谷所地区の紛争は、県町村分町問題 合併上特筆すべき大きくかつ長期の紛争に発展していった。

塩田町は、旧塩田町、五町田村、久間村の三か町村が三十一年九月一日に合併して、発足している。

この合併にあたり、旧五町田村の谷所地区と旧塩田町の大草野地区の一部住民が、自然的・社会的・経済的な条件の特殊性を理由として、それぞれ近接の鹿島市および嬉野町への分離編入を希望していたため、三十一年八月十三日の関係三か町村合併協定書の中に次のような事項が記された。紛争の原因は、このことに始まった。

一 合併の目標期日 三十一年九月一日

二 式浪、その他ならびに谷所、その他の地域で分(町)村の希望を有する部落があるが、一応合併することとする

しかしながら、合併後の情勢において、なお部落民大部分の意向として分(町)村の要請のある場合においては、これに応じて措置するものとする

三十一年十二月二十六日、塩田町の新しい議会は、「大字大草野のうち式浪、三坂および大字谷所のうち下童のそれぞれの部落について分町を認める」旨の議決をした。地元住民は、これら一部地域の分町を不満として、地区全部の分町を主張して、町当局と対立した。

そこで、県は前述のように三十二年二月町村合併調整委員を任命し、これらの地区の紛争を調停に付した。

同年四月二十二日、合併調整委員は会議を開き、大字大草野地区の万才、角谷、橋山の各部落を調停対象より除外することに決定し、さらに他の地区についても次の三つの調停案を作成した。

第一案 式浪、三坂および下童部落の分町を適当と認める

第二案 式浪、三坂および下童部落については分町を認める

その他の地区については住民投票によって決定する

第三案 関係地区のすべてについて住民投票を行って決定する

そして、このうちの案をとるか結論は出されず、第一案については適当でないとされた。

同年五月六日、調整委員会議は、前記第二案、第三案について検討を加え、第三案とすることに意見の一致をみ、同月十一日にこの案に基づき調停案を作成して、塩田町および関係市町に対して受諾の勧告を行った。



県庁に坐り込む塩田町分町派の町民  
(昭和30年10月 佐賀新聞)



この勧告に対して、鹿島市長と嬉野町長からは、受諾する旨の回答がなされた。塩田町では、同月二十二日議会で勧告を拒否することを決定し、同月三十日塩田町長は「勧告は妥当な案とは認め難い」として拒否する旨の回答を行った。こうした事態に対して、県は調停打ち切りもやむなしとして、同年十二月五日調整委員の調停は打ち切られた。

県は、同年十二月十七日県新市町村建設促進審議会を開き、塩田町の境界変更について意見を求めたが、同審議会の答申が、「紛争の措置については、自主的に町内部の調整を図り、さらに対外的には関係市町に対し積極的に協議を進めることについて、県から強く勧奨することが適当である」というものであったことから、知事は、この答申の趣旨に沿って、自主的に打開策を講ずるように塩田町に対して勧奨を行った。

そこで、塩田町は一七人の委員から成る塩田町建設委員会を設置して協議を重ねたが、事態は遅々として進展する気配をみせなかった。

こうした事態に対して、県は、三十三年三月末までにこの問題の解決が出来ない場合は、ただちに法的措置を講ずることを明らかにし、同年四月二十一日には、新市町村建設促進審議会は、全会一致をもって「住民投票によって民意の動向をただすよりほかに方法はない」として知事に答申した。

一方、分町活動は次第に活発になり、小中学校の児童生徒の登校拒否、県庁への住民の座り込み、さらには塩田町長の辞表提出などの事態になった。

同年九月一日、県は塩田町選挙管理委員会に対して住民投票の請求を行ったが、同委員会はこれを拒否した。さらに、同年十月一日からは自治庁と協議にはいったが、これも解決には至らなかった。このような動

七年ぶりに嬉野町へ  
塩田町の 127戸が喜びの編入式  
塩田町の編入式は、嬉野町長と塩田町長の両氏が出席し、厳粛な式典が挙行された。塩田町の住民は、この日を待ち望んでおり、式典では、嬉野町長が塩田町長に祝辞を述べ、塩田町が嬉野町に編入されたことを祝った。式典には、塩田町の住民も参加し、嬉野町長と塩田町長の両氏が握手を交わした。この編入式は、塩田町と嬉野町の両町が、七年ぶりに一つの町として歩むことになったことを示している。

塩田分町問題漸く解決 昭和38年4月1日  
(昭和38年4月 佐賀新聞)

きの間にも分町派の活動は活発化し、連日のように町役場・県庁に押しかけ、三十四年一月には、塩田町役場への警官隊の出勤、分町派代表数人のハンガーストライキなどが発生した。

県は、同年一月委員九人から成る塩田町調整委員会を設置し、同委員会による事情聴取が、町当局・町議会・分町派から行われたが、早急な解決の糸口をつかめないままに、分町派の活動は依然として続いていた。

三十五年一月には、再び小中学校の児童生徒の登校拒否、同年十月の国勢調査拒否、さらに、三十六年四月には、天皇陛下の県内行幸の際に、分町闘争のむしる旗を立て、県の説得により行幸直前に撤去されるという事態も発生した。

この事件以来、当事者をはじめ、地元町民や一般県民の間にも分町問題の早期解決を望む声が高まったので、県としてもこれを機会に解決を

はかるため、問題の解決に努力を傾注した。

その結果、谷所地区については、三十七年二月十日、「分町しない」ことで協定書が結ばれて五年ぶりに解決した。

一方、大草野地区については、町当局・町議会・分町派から「分町問題について、一切を県に白紙一任する」という申し入れがあったので、県は、三十七年五月、「式浪および三坂並びに長谷のうち小田志川の中央線以南および五代のうち小田志川の中央線以南の地域は嬉野町に合併する」ということで調停し、六年余にわたり続いた県町村合併史上最大の紛争事件は、解決をみた。そして、三十八年四月一日付で、関係地区が嬉野町に編入された。

戦後における市町村 二三・一〇・一 東松浦郡久里村大字伊岐佐・の配置分合のあゆみ 黒岩・大野を相知町に、同久里村大字原・柏崎を鏡村に編入

二五・九・五 西松浦郡山代町大字楠久字釘島を伊万里町に編入  
二九・三・三一 佐賀郡兵庫村・巨勢村・西与賀村・嘉瀬村・高木瀬村を廃止し、佐賀市に編入

二九・四・一 西松浦郡伊万里町・黒川村・波多津村・南波多村・大川村・松浦村・二里村・東山代村・山代町を廃止し、伊万里市を設置  
二九・四・一 藤津郡鹿島町・能古見村・古枝村・浜町・鹿島村を廃止し、鹿島市を設置

二九・四・一 三養基郡鳥栖町・田代町・基里村・麓村・旭村を廃止し、鳥栖市を設置  
二九・四・一 杵島郡武雄町・橋村・朝日村・若木村・武内村・東川登村・西川登村を廃止し、武雄市を設置



鳥栖市の合併調印式 (鳥栖市史)

二九・四・一 杵島郡住吉村・中通村を廃止し、山内村を設置  
二九・四・一 西松浦郡有田町・東有田町を廃止し、有田町を設置  
二九・五・一 小城郡東多久村・南多久村・多久村・西多久村・北多久村を廃止し、多久市を設置  
二九・一〇・一 佐賀郡北川副村・本庄村・鍋島村・金立村・久保泉村を廃止し、佐賀市へ編入  
二九・一一・一 東松浦郡鏡村・久里村・鬼塚村・湊村を廃止し、唐津市へ編入  
三〇・一・一 多久市東多久町大字別府字矢現袋の一部を小城町大字池上字上石原に編入 小城町大字池上字上石原・下石原の一部を多久市東多久町大字納

所字柳瀬・松瀬にそれぞれ編入  
三〇・一・一 東松浦郡北波多村大字大杉字白石を唐津市へ編入

三〇・二・一一 藤津郡多良町・大浦村を廃止し、太良町を設置  
三〇・三・一一 佐賀郡東川副村・新北村を廃止し、

諸富町を設置

- 三〇・三・一 武雄市武内町字白川内・井上を山内村に編入
- 三〇・三・一 藤津郡七浦村を廃止し、太良町に大字飯田の一部(字城崎・森ノ前・立目・瀬道賀・源助・小庭・矢答・木庭向・一ノ瀬・小川内・中古賀・荻ノ尾・椎ノ木坂・廻・小浦・箱崎の一部)を、鹿島市にその他の区域を編入

設置

- 三〇・三・三一 神埼郡神埼町・西郷村・仁比山村を廃止し、神埼町を設置
- 三〇・四・一 佐賀郡中川副村・大詫間村・南川副町を廃止し、川副町を設置

- 三〇・四・一 神埼郡城田村・境野村・千歳村・蓮池町を廃止し、城田村・境野村・千歳村・蓮池町大字古賀(字小鹿・用作・小森田・柴尾)の区域をもって千代田村を設置、蓮池町その他の区域を佐賀市に編入

- 三〇・四・一 三養基郡南茂安村・三川村を廃止し、三根村を設置
- 三〇・四・一 西松浦郡大山村・曲川村を廃止し、西有田村を設置
- 三〇・四・一 杵島郡錦江村・龍王村を廃止し、有明村を設置
- 三〇・四・一 藤津郡嬉野町・吉田村を廃止し、嬉野町を設置
- 三〇・四・一六 佐賀郡春日村・川上村・松梅村を廃止し、大和村を設置

- 三〇・七・二〇 杵島郡白石町・六角村・須古村を廃止し、白石町を設置
- 三〇・九・三〇 杵島郡有明村・南有明村を廃止し、有明村を設置
- 三〇・一一・一 杵島郡有明村大字深浦の一部(字山田・南・二本松・

- 西坊ヶ谷の一部・小泉の一部)を、藤津郡久間村に編入
- 三二・一・一 西松浦郡西有田村曲川の一部(字新南川良原・古南川良原・天神森・平床・天神元・三代橋・上迎原・穂波の尾・清六原の一部・西黒川の一部・鋤先の一部・小溝原・亀の元・三領石・暮の頭・中の畑・亀の辻・梨木原・西の平)を、有田町に編入
- 三一・四・一 杵島郡橋下村を廃止し、大字芦原・大字大渡の一部(一本谷・六本谷・新ヶ江・一本松の一部・二本松の一部・永池・鍋野・平原・大渡横山)を北方町に、その他の区域を白石町に編入
- 三一・四・一 藤津郡嬉野町大字吉田の一部(字石割獄・重岩・牛ノ木庭・殿ノ平・観音前・針耳頭・石指・鷹島・フラン谷・楓ノ木・鈴山谷・丸山・平・上山執行・月ノ坂・山執行・伏原・津蟹石・鳥無・葛尾・牛足形・津蟹石谷・北谷)を、五町田村に編入
- 三一・七・一 杵島郡北有明村を廃止して、白石町に編入

## きのう分村決定す

### 西有田村四部落住民投票

西松浦郡西有田村上、下、南川良原(午後七時から同席で開票の結果、山、南川良原、青木、四部落(二投票総数六百五十六、有効投票六百六十六世帯、人口二千三百八十二百三十、分村賛成六百七、反対四百八)の分村に對する住民投票は二千三百七十七の圧倒的多数で、三日午前七時から同村南川原公四部落分村を決定した。民権で、午後六時投票開票切りのこの投票の効力は二十二日から

住民投票で分村を決める西有田村の一部地区

三一・九・一 藤津郡塩田町・久間村・五町田村を廃止して、塩田町しおたを設置

三一・九・一 杵島郡有明村大字横手を、白石町に編入

三一・九・三〇 佐賀郡西川副村を廃止し、川副町に編入

三一・九・三〇 小城郡牛津町・砥川村を廃止して、砥川村大字下砥川の一部(字江口・正徳・一本黒木の一部・寒尻搦・御髪搦・幸右衛門搦・覚右衛門搦・栃木搦・市右衛門搦・勘左衛門搦・仁助搦・戸崎搦

・正徳搦・市左衛門搦・伊右衛門搦・弁才搦・八幡搦・西副戸崎搦・正徳外搦・惣右衛門搦・江正搦・八幡外搦・天神搦・天神外搦)を江

北町に編入し、その他の区域と牛津町をもって牛津町うしすを設置

三一・九・三〇 東松浦郡値賀村・有浦村を廃止し、玄海町げんかいを設置

三一・九・三〇 東松浦郡名護屋村・打上村を廃止し、鎮西町ちんせいを設置

三一・九・三〇 東松浦郡浜崎町・玉島村を廃止し、浜崎玉島町はまざきたましまを設置

三一・九・三〇 佐賀郡小関村・小城郡南山村・北山村を廃止し、富士村ふじを設置し、郡の所屬は佐賀郡とする

三一・一二・三一 東松浦郡切木村大字湯野尾・座川内・大良の一部を玄海町に編入

三一・一・一 東松浦郡切木村を廃止し、入野村に大字切木の一部・赤坂の一部・仁田野尾・万賀里川・瓜ヶ坂・満越・大浦・中浦・杉野

浦・湯野浦を、唐津市に大字後川内・梨川内・大良の一部・赤坂の一部を編入し、入野村を肥前村ひぜんと改称し、即日町制施行

三三・六・一 佐賀郡富士村大字八反原を大和村に編入

三四・五・一 三養基郡基山町大字長野字会田の一部を鳥栖市に編入

三六・四・一 神埼郡三田川村大字箱川字南里ヶ里を三養基郡三根村

に編入

三八・四・一 藤津郡塩田町大字大草野の一部(字一本松・二本松・三本松・一本椎・二本椎・柳ノ瀬・三本椎・四本椎・五本椎・菜ノ木田・鶴川原・岩谷・倉ノ上・梶ヶ峯・長波須・小石原ノ上・大久保・三坂・三坂原・北三坂・一位原・米ノ山・樋ノ口・四反田の一部)を嬉野町に編入

(資料・県公報)

新市町村建設計画 二十八年十月一日現在で二二二を数えた市町村は、三十三年一月一日で現在の四九に減少した。この間の市町村の規模の推移をみると、次表のとおり平均人口が七、七四七人から一九、二四一人に増加し、平均面積は一九・七畝から四九・一畝に拡大された。

このように統合・拡大した団体としての新市町村が合併の際に策定した新市町村計画は、合併後における新市町村の将来の建設・経営に関する総合的な基本計画として策定されたものである。合併前にそれぞれの立場をもつ個々の町村が協議して定めたため、新市町村としての一体的な観点から見直すことも必要であると考えられた。

自治庁は、「町村合併に際して関係市町村の協議によって策定された新市町村計画を、合併後における新市町村の一体的立場から科学的に調査検討して、真に市町村の地域全般にわたる基本的計画とするともに、着実な年度別実施計画を樹立して、その円滑な推進を図ることにより、基礎的な地方公共団体としての新市町村の健全な発展向上に資する」を目的として、新市町村建設計画の一般的調整基準を示した。

県はこれを受けて、「新市町村建設計画調整の指導方針」を示し、積極的に取り組むこととなった。

市町村規模の合併前後の比較

(一) 人口・面積

市町村	昭和二十八年十月一日現在				昭和三十五年十月一日現在			
	数	人口	平均人口	面積 (ha)	数	人口	平均人口	面積 (ha)
計	一一二	九四五、〇八二	七、七四七	二、四〇三・九	四九	九四二、八三〇	一九、二四一	二、四〇三・九
市	二	一一八、六二七	五九、三三三	五五・六	七	四五一、五二五	六四、五〇四	八八八・九
町村	一一〇	八二六、四五五	六、八八七	二、三四八・三	四二	四九一、三〇五	一一、六九八	一、五一四・六
計	一一二	九四五、〇八二	七、七四七	二、四〇三・九	四九	九四二、八三〇	一九、二四一	二、四〇三・九
								平均面積
								一一七・〇
								三六・一
								四九・一

(注) 人口は国勢調査人口、面積は地理調査所公表面積による。

(二) 人口段階別町村数

現在年月日	人口段階				比較増減(△)
	五千未満	五千～八千未満	八千～一万未満	一万～一万五千未満	
昭和二八・一〇・一	四二	五〇	一一	七	四二
〃三五・一〇・一	五	三	一一	一〇	四二
比較増減(△)	△三七	△四七	△一	三	△七八
					計
					一一〇
					二二〇
					三万五千～三万未満
					三万以上
					計
					四二
					一一〇
					二二〇
					三万五千～三万未満
					三万以上
					計
					四二
					一一〇
					二二〇
					三万五千～三万未満
					三万以上
					計
					四二
					一一〇
					二二〇
					三万五千～三万未満
					三万以上
					計
					四二
					一一〇
					二二〇
					三万五千～三万未満
					三万以上
					計
					四二
					一一〇
					二二〇
					三万五千～三万未満
					三万以上
					計
					四二
					一一〇
					二二〇
					三万五千～三万未満
					三万以上
					計
					四二
					一一〇
					二二〇
					三万五千～三万未満
					三万以上
					計
					四二
					一一〇
					二二〇
					三万五千～三万未満
					三万以上
					計
					四二
					一一〇
					二二〇
					三万五千～三万未満
					三万以上
					計
					四二
					一一〇
					二二〇
					三万五千～三万未満
					三万以上
					計
					四二
					一一〇
					二二〇
					三万五千～三万未満
					三万以上
					計
					四二
					一一〇
					二二〇
					三万五千～三万未満
					三万以上
					計
					四二
					一一〇
					二二〇
					三万五千～三万未満
					三万以上
					計
					四二
					一一〇
					二二〇
					三万五千～三万未満
					三万以上
					計
					四二
					一一〇
					二二〇
					三万五千～三万未満
					三万以上
					計
					四二
					一一〇
					二二〇
					三万五千～三万未満
					三万以上
					計
					四二
					一一〇
					二二〇
					三万五千～三万未満
					三万以上
					計
					四二
					一一〇
					二二〇
					三万五千～三万未満
					三万以上
					計
					四二
					一一〇
					二二〇
					三万五千～三万未満
					三万以上
					計
					四二
					一一〇
					二二〇
					三万五千～三万未満
					三万以上
					計
					四二
					一一〇
					二二〇
					三万五千～三万未満
					三万以上
					計
					四二
					一一〇
					二二〇
					三万五千～三万未満
					三万以上
					計
					四二
					一一〇
					二二〇
					三万五千～三万未満
					三万以上
					計
					四二
					一一〇
					二二〇
					三万五千～三万未満
					三万以上
					計
					四二
					一一〇
					二二〇
					三万五千～三万未満
					三万以上
					計
					四二
					一一〇
					二二〇
					三万五千～三万未満
					三万以上
					計
					四二
					一一〇
					二二〇
					三万五千～三万未満
					三万以上
					計
					四二
					一一〇
					二二〇
					三万五千～三万未満
					三万以上
					計
					四二
					一一〇
					二二〇
					三万五千～三万未満
					三万以上
					計
					四二
					一一〇
					二二〇
					三万五千～三万未満
					三万以上
					計
					四二
					一一〇
					二二〇
					三万五千～三万未満
					三万以上
					計
					四二
					一一〇
					二二〇
					三万五千～三万未満
					三万以上
					計
					四二
					一一〇
					二二〇
					三万五千～三万未満
					三万以上
					計
					四二
					一一〇
					二二〇
					三万五千～三万未満
					三万以上
					計
					四二
					一一〇
					二二〇
					三万五千～三万未満
					三万以上
					計
					四二
					一一〇
					二二〇
					三万五千～三万未満
					三万以上
					計
					四二
					一一〇
					二二〇
					三万五千～三万未満
					三万以上
					計
					四二
					一一〇
					二二〇
					三万五千～三万未満
					三万以上
					計
					四二
					一一〇
					二二〇
					三万五千～三万未満
					三万以上
					計
					四二
					一一〇
					二二〇
					三万五千～三万未満
					三万以上
					計
					四二
					一一〇
					二二〇
					三万五千～三万未満
					三万以上
					計
					四二
					一一〇
					二二〇
					三万五千～三万未満
					三万以上
					計
					四二
					一一〇
					二二〇
					三万五千～三万未満
					三万以上
					計
					四二
					一一〇
					二二〇
					三万五千～三万未満



新市町村建設計画書

(県立図書館蔵)

町 三根村 浜崎玉島町  
 三十四年度指定市町村(五市町)  
 鳥栖市 武雄市 玄海 町肥前町 塩田町  
 三十五年度指定市町村(一村)  
 富士村

なお、これにともなう経費補助として、国庫補助金による新市町村建設促進計画調整補助事業(三十一年度から三十四年度まで約二、〇五七万円)が実施された。

この計画に基づいて、新市町村建設促進のため、庁舎・有線放送・連絡道路・集会施設など、新市町村の基盤整備にかかる補助事業(三十一年度から三十四年度まで約二億二、〇一三万円)の実施、新市町村の財政強化のため国有林野の払い下げ(三十二年度から三十六年度まで四八一町歩)等が推進された。

一方、市町村区域の変更等の影響もあって、郵便局・電報局の統廃合が

あったのも、この頃である。

三十六年には、新市町村建設促進協議会が設けられ、県と市町村との連絡・調整をさらに密にし、各種事業実施の円滑化・効率化を期した。市町村の内部的な面においても、市町村事務の合理化が進められた。三十五年佐賀市・三根町・大和町・白石町・嬉野町の五市町、三十六年鹿島市・塩田町・小城町の三市町を、事務合理化のモデル市町に指定し、県と市町村が一体となった事務処理合理化計画を策定した。さらに、これらの八市町を構成員とする事務処理合理化市町村連絡研究会を設けるとともに、市町村の事務処理合理化についての身近な手引書として「市町村経営(事務)改善状況」を作成配布し、事務合理化促進の一助とした。

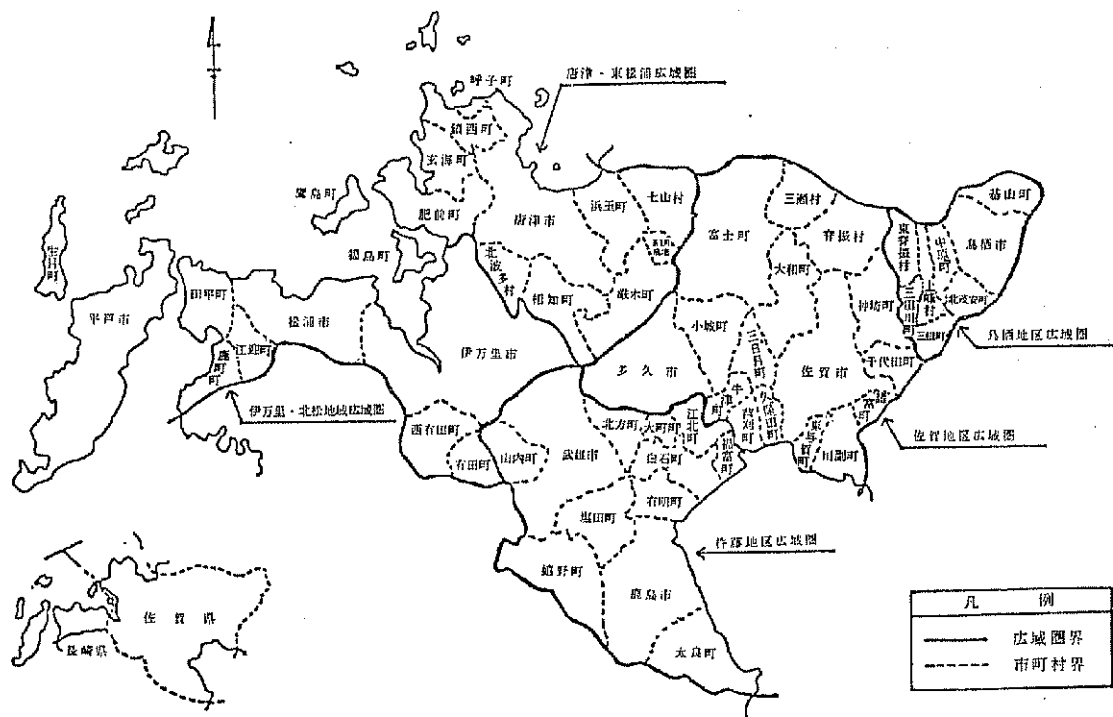
以上のような積極的な推進策によって、市町村の事務改善は次第に成果をあげ、地域住民への行政サービスの向上がはかられた。

### 三 広域市町村圏

広域市町村圏の設定 社会・経済の進展にともなう市町村をめぐる環境の著しい変化に対処するための方策として、概説で述べたように「広域市町村圏」が登場することとなった。昭和四十四年五月二十八日付、自治事務次官から知事あてに、「広域市町村圏振興整備措置要綱」(四十五年四月十日付で恒久化)が通知された。その概要は次のとおりである。

- 一 都市とその周辺農山漁村地域を一体として形成されている日常生活圏の地域を圏域として設定する。圏域の人口は概ね十万人以上を標準とする
- 二 圏域内の市町村が、広域市町村圏の振興整備を推進するための行政機構とし

# 広域市町村圏



て、地方自治法第二八四条の一部事務組合又は同法第二五二条の二の普通地方公共団体の協議会を設置する（これを「広域行政機構」という）

三 広域行政機構は、広域市町村圏の広域的かつ総合的な振興整備に関する計画である広域市町村圏計画を策定する

なお、圏域の設定は、知事が関係市町村と協議の上、設定することとなっている

本県では、四九の全市町村に長崎県の一部市町村を含めて、四十四年九月唐津・東松浦、四十五年七月佐賀地区、四十六年七月鳥栖地区、杵藤地区、伊万里・北松地域の五つの広域市町村圏が設定された。

なお、ここで特筆すべきことは、伊万里・北松地域広域市町村圏のように「県境」を超えた広域市町村圏は、全国三二九広域市町村圏（五十年末末現在）のなかで、他に例を見ないことである。これは、伊万里を中心とする同地域の一体性ないし地域住民の連帯感があえて「県境」をも超えさせたものであり、まさに広域行政の真髄を示したものであるといえる。

**事業の推進** 本県における広域市町村圏の設定は、四十六年に完了したが、各広域市町村圏においては、それぞれ圏域設定と同時に、広域行政機構の整備と、広域市町村圏計画の策定が急がれた。

県は、同計画について市町村の自主性を十分に尊重することを基本として、

- 一 住民の日常生活圏と一体となった市町村行政の展開
- 二 効率的な公共施設の整備と行政サービスの向上
- 三 地域の特性を生かした都市と農山漁村の一体的振興

を柱として策定されるよう助言・指導を行った。なお、同計画の基本構

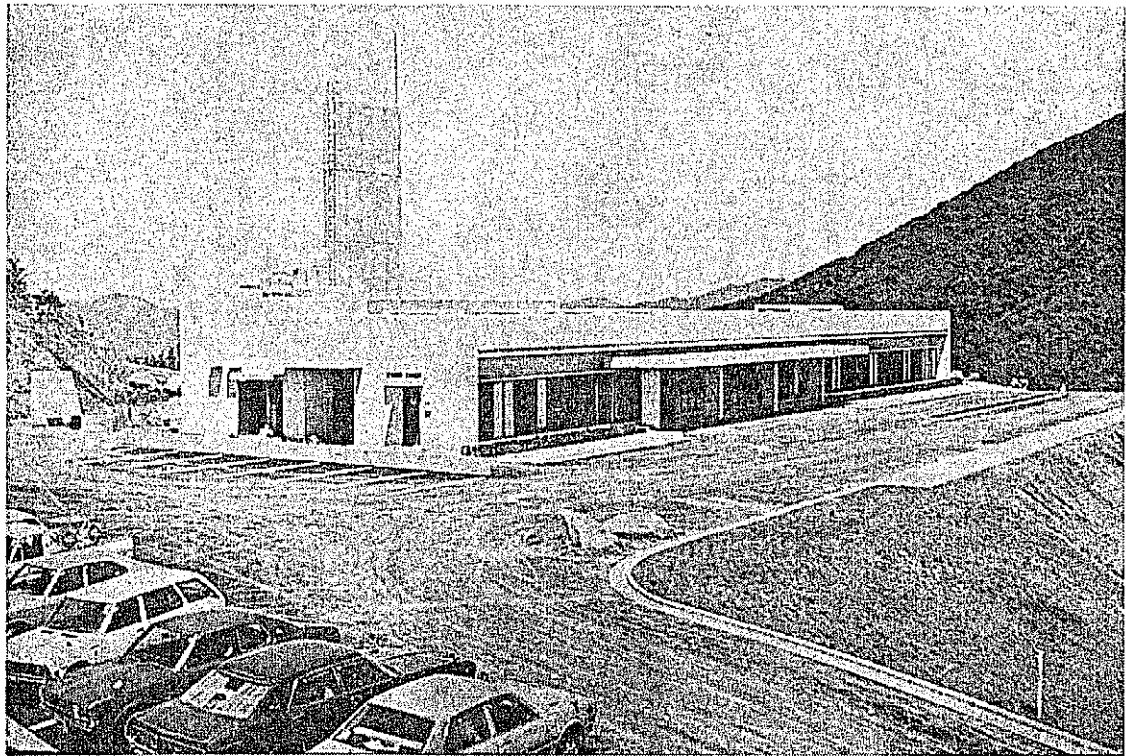
想の目標年次はいずれも昭和六十年とされている。

このようにして策定された広域市町村圏計画に基づく各種の事業は、次のような方法で実施されることとなった。

- 一 広域行政機構である一部事務組合において総合的に処理する方法
- 二 広域行政機構でない一部事務組合や関係市町村で処理することとし、広域行政機構でそれらを調整する方法
- 三 広域市町村圏内の中心市町村が他の市町村から委託を受けて処理する方法

本県の各広域市町村圏でも、実施する事業の種類・圏域内の各般の事情に応じ、前記の事業実施方法を組み合わせて、各種の事業が実施されることとなった。

広域市町村圏事業は、広域市町村圏計画に基づいて積極的に推進されているが、その実施事業費の実績累計は、広域市町村圏の設定から五十年間まで約二七四億円となっている。その内訳は、道路一八〇億円（六五・七％）、教育文化体育施設三七億円（一三・五％）、環境衛生施設二二億円（八・〇％）、産業観光施設一〇億円（三・六％）、消防救急施設一〇億円（三・六％）、福祉施設八億円（二・九％）、その他七億円（二・六％）となっている。特に道路事業は実績累計の六割以上を占めており、圏域の一体化を確保するための基本的条件としての広域ネットワークの整備が進められた。これとともに、常備消防をはじめ、各圏域の実情に応じ、ごみ・し尿処理施設の環境衛生施設や電子計算センター等の共同処理施設が逐次整備されている。



杵藤地区広域市町村圏による杵藤葬斎公園（昭和50年8月建設）



広域市町村圏の概要

圏域名	広域行政機構	構成市町村名	人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	主な事業	実施 年度
唐津 東松浦 (44年度設定)	一部事務 組合 (46.4.1)	唐津市、浜玉町、七山村、敵木町、相知町、北波多村、肥前町、玄海町、鎮西町、呼子町	145,999	523.23	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村道の整備</li> <li>伝染病隔離病舎の整備</li> <li>視聴覚ライブラリーの整備</li> <li>電算センターの維持管理</li> <li>消防救急施設の整備</li> <li>し尿処理施設の整備</li> <li>ごみ処理施設の整備</li> </ul>	45～ 46～ 46～ 46～ 47～ 47～ 52～
佐賀地区 (45年度設定)	協議会 (45.10.1)	佐賀市、多久市、諸富町、川副町、東与賀町、久保田町、大和町、富士町、神埼町、千代田町、脊振村、三瀬村、小城町、三日月町、牛津町、芦刈町	316,249	748.88	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村道の整備</li> <li>ごみ、し尿処理施設の整備</li> <li>老人憩の家</li> <li>火葬場の整備</li> <li>消防救急施設の整備</li> <li>伝染病隔離病舎の整備</li> </ul>	46～ 46～ 46～ 47～ 48～ 52～
杵藤地区 (46年度設定)	一部事務 組合 (47.8.8)	武雄市、鹿島市、山内町、北方町、大町町、江北町、白石町、福富町、有明町、太良町、塩田町、嬉野町	183,328	625.53	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村道の整備</li> <li>ごみ処理センターの整備</li> <li>消防救急施設の整備</li> <li>電算センターの維持管理</li> <li>葬祭公園の整備</li> </ul>	47～ 47～ 48～ 49～ 49～
鳥栖地区 (46年度設定)	協議会 (46.10.1)	鳥栖市、中原町、北茂安町、三根町、上峰村、三田川町、基山町、東脊振村	108,163	202.17	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村道の整備</li> <li>消防救急施設の整備</li> <li>電算センターの維持管理</li> </ul>	47～ 47～ 52～
伊万里 北松地域 (46年度設定)	一部事務 組合 (47.4.1)	(佐賀県) 伊万里市、有田町、西有田町 (長崎県) 平戸市、松浦市、大島村、生月町、田平町、福島町、鷹島町、江迎町、鹿町町	183,290	747.27	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村道の整備</li> <li>消防救急施設の整備</li> <li>電算センターの維持管理</li> <li>道路維持管理センターの維持管理</li> </ul>	47～ 47～ 47～ 47～

注：人口は昭50年国勢調査人口、面積は昭51.10.1現在国土地理院公表面積